

国民健康保険高額療養費を窓口で申請する方へ

日頃より、国民健康保険高額療養費制度に関しまして、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
ございます。

さて、平成28年1月1日より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されました。これにより、「国民健康保険高額療養費」を申請する際には、世帯主及び診療を受けた方の個人番号のご記入と、世帯主の個人番号確認が必要となります。

つきましては、以下のものをお持ちいただきますようお願いいたします。

世帯主へ振り込み希望の場合

- ・世帯主の個人番号確認書類
- ・世帯主の口座の記入

※これと合わせて療養を受けた被保険者の
個人番号の記入が必要となります。

世帯主以外へ振り込み希望の場合

- ・世帯主の個人番号確認書類
- ・印鑑（スタンプ印不可）
- ・振込希望の方の口座がわかるもの
- ・申請書裏面の記入、押印

※これと合わせて療養を受けた被保険者の
個人番号の記入が必要となります。

※書類はすべて原本を持参してください。

個人番号確認・記入は2回目以降の申請には必要ありません。

・ 個人番号確認書類は以下より1点持参してください。

○個人番号確認書類（以下より1点）

- マイナンバーカード（個人番号カード）
（個人番号が記載された写真つきのもの）
- 通知カード（緑色の紙のカード）
- 個人番号が表示された住民票の写し、
住民票記載事項証明書

【参考】

マイナンバー（個人番号）は、通知カード等に書かれた 12桁の番号です。高額療養費の申請書には、診療を受けた方全員の個人番号を記載してください。

個人番号確認



マイナンバーカード
（個人番号カード）

通知カード

住民票の写し
マイナンバー付

または

など

大田区国保年金課 国保給付係
高額療養費担当

TEL : 03-5744-1211